

宮崎県循環器病対策推進協議会設置要綱

令和 4 年 6 月 2 3 日

福祉保健部健康増進課

(設置)

第 1 条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成 3 0 年法律第 1 0 5 号）第 1 1 条に規定する都道府県循環器病対策推進計画（以下「計画」という。）の策定、推進等に関し、必要な事項を協議するため、宮崎県循環器病対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の進捗管理及び評価に関すること。
- (3) その他循環器病対策の推進のために必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する委員をもって構成する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会議)

第 5 条 協議会は、福祉保健部長が招集する。

- 2 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を主宰する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、宮崎県福祉保健部健康増進課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 3 日から施行する。

別表（第3条関係）

一般社団法人日本脳卒中学会
一般社団法人日本循環器学会
公益社団法人宮崎県医師会
一般社団法人宮崎県歯科医師会
公益社団法人宮崎県看護協会
一般社団法人宮崎県理学療法士会
一般社団法人宮崎県介護支援専門員協会
地域包括・在宅介護支援センター協議会
宮崎県保険者協議会
患者及び患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族